

農林水産大臣が定める農林物資の格付又は格付の表示に関する記録の保存期間

制 定 平成28年6月1日農林水産省告示第1271号

農林物資の規格化等に関する法律施行規則第46条第1項第1号ニ(11)(iii)(同令第65条において準用する場合を含む。)の農林水産大臣が定める期間は、次の各号に掲げる農林物資の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 生産情報公表牛肉

生産行程管理者又は外国生産行程管理者にあつては当該生産情報公表牛肉に係る牛のと殺の日から3年間、小分け業者又は外国小分け業者にあつては当該生産情報公表牛肉の格付の表示の日から3年間

二 生産情報公表豚肉

生産行程管理者又は外国生産行程管理者にあつては当該生産情報公表豚肉に係る豚のと殺の日から3年間、小分け業者又は外国小分け業者にあつては当該生産情報公表豚肉の格付の表示の日から3年間

三 生産情報公表農産物

生産行程管理者又は外国生産行程管理者にあつては当該生産情報公表農産物の出荷の日から3年間、小分け業者又は外国小分け業者にあつては当該生産情報公表農産物の格付の表示の日から3年間

四 生産情報公表養殖魚

生産行程管理者又は外国生産行程管理者にあつては当該生産情報公表養殖魚の出荷の日から3年間、小分け業者又は外国小分け業者にあつては当該生産情報公表養殖魚の格付の表示の日から3年間